官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三四）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委四九、同五〇）　七
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委七九、同八〇、同八一）　九
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委四八、同四九）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　五
会社その他
会社決算公告　五
六

省令

○経済産業省令第三十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月三日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（輸出貿易管理令別表第一関係）	（輸出貿易管理令別表第一関係）
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの	十　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　（略）	イ　（略）
ロ　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）	ロ　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）
（一）　（略）	（一）　（略）
（二）　低温で用いられる蒸留塔であって、次の1から4までの全てに該当するもの	（二）　低温で用いられる蒸留塔であって、次の1から4までのすべてに該当するもの
1　オーステナイト系ステンレス鋼又はこれと同等の材料であって、零下二五八度以上零下二三八度以下の温度範囲において水素ぜい性のないものを用いたもの	1　細粒ステンレス鋼であって、水素ぜい性のないものを用いたもの
2　（略）	2　（略）
3　温度が零下二五八度以上零下二三八度以下で用いることができるように設計したもの	3　温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したもの
4　〇・一メガパスカル以上一メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの	4　〇・五メガパスカル以上五メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの
（三）　真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充塡物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行ったりん青銅製のもののうち、メッシュ状のもの	（三）　真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充てん物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行った燐青銅製のもののうち、メッシュ状のもの
（四）～（六）　（略）	（四）～（六）　（略）
十の二～二十一　（略）	十の二～二十一　（略）
二十二　ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの	二十二　ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの
イ　（略）	イ　（略）
ロ　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品であって、次のいずれかに該当するもの	ロ　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品であって、次のいずれかに該当するもの
（一）～（三）　（略）	（一）～（三）　（略）
（四）　（一）に該当する繊維又は（三）に該当するプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る。）を用いた円筒形の成型品であって、内径が七五ミリメートル超六五〇ミリメートル未満、かつ、厚さが一二ミリメートル以下のもの	（四）　（一）に該当する繊維又は（三）に該当するプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る。）を用いた円筒形の成型品であって、内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満のもの
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）
二十三～五十八　（略）	二十三～五十八　（略）
五十九　水からトリチウムを回収するため又は重水を製造（精製を含む。）するための白金を用いた疎水性の触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの	五十九　重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの
六十～六十二　（略）	六十～六十二　（略）

第二条　輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの

イ～イイ　（略）

イロ　ジプロピルアミン

二・三　（略）

2　輸出令別表第一の三の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十　（略）

十一　空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　前項に掲げるものについて空気中において検知できる最小検出限界が一立方メートル当たり〇・三ミリグラム未満であり、かつ、連続して使用するように設計したもの

ロ　（略）

十二　（略）

3　（略）

第二条の二　輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

三　毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT―2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、ゴニオトキシン、コノトキシン、ジアセトキシスシルペノール、志賀毒素、T―2トキシン、テトロドトキシン、ネオサキシトキシン、ノジュラリン、パリトキシン、ビスカミン、ブレベトキシン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四～六　（略）

2　（略）

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　繊維又はこれを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品（第三条第十一号に該当するものを除く。）

イ～ハ　（略）

ニ　第十五号に該当する繊維を製造するために特に設計又は改造した装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）～（四）　（略）

ホ　ホットメルト方式によりプリプレグを製造するために特に設計又は改造した装置

ヘ・ト　（略）

第二条　輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの

イ～イイ　（略）

（新設）

二・三　（略）

2　輸出令別表第一の三の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十　（略）

十一　空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　前項に掲げるものについて空気中における濃度が一立方メートル当たり〇・三ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、かつ、連続して使用するように設計したもの

ロ　（略）

十二　（略）

3　（略）

第二条の二　輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

三　毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT―2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、ゴニオトキシン、コノトキシン、ジアセトキシスシルペノール、志賀毒素、T―2トキシン、テトロドトキシン、ノジュラリン、パリトキシン、ビスカミン、ブレベトキシン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四～六　（略）

2　（略）

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品（第三条第十一号に該当するものを除く。）

イ～ハ　（略）

ニ　繊維の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）～（四）　（略）

ホ　ホットメルト方式を用いて第十五号ホに該当するプリプレグを製造する装置

ヘ・ト　（略）

五～十五　（略）

十六　粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素であって、ほう素の重量比による純度が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素合金であって、ほう素の重量比が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、硝酸グアニジン、ニトログアニジン又は五ふっ化よう素

第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十一　（略）

十二　金属若しくは合金の部品を製造するために設計された積層造形用の装置であって、次のイからニまでの全てに該当するもの又はそのために特に設計された部分品

イ　次のいずれかの熱源を有するもの

（一）　レーザー

（二）　電子ビーム

（三）　電気放電

ロ　次のいずれかの制御されたプロセス環境を有するもの

（一）　不活性ガス

（二）　一〇〇パスカル以下の真空

ハ　次のいずれかの同軸構成又は近軸構成であるインプロセス監視装置を有するもの

（一）　電子式のカメラであって、三八〇ナノメートル超一四、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

（二）　パイロメーターであって、一、〇〇〇度以上の温度を計測するために設計したもの

（三）　放射計又は分光機であって、三八〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

ニ　ハに該当するインプロセス監視装置からのフィードバックに応じて、造形中に熱源のパラメータ、製造経路又は機器設定を修正するように設計された閉ループ制御が可能なもの

第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからヨまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）、ＦＦＴプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであって、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。）

（一）～（三）　（略）

五～十五　（略）

十六　粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素であって、ほう素の重量比による純度が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素合金であって、ほう素の重量比が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン

第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十一　（略）

（新設）

第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからヲまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）、ＦＦＴプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであって、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。）

（一）～（三）　（略）

ハ～ト　（略）
チ　ニューラルネットワークを用いたもの（ヨに該当するものを除く。）
リ～カ　（略）
ヨ　揮発性メモリを含まない他の集積回路との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が六〇〇ギガバイト毎秒以上である集積回路であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようにプログラムが可能なもの
（一）　合計処理性能（ＴＰＰ）が六、〇〇〇以上である機械語命令を実行するデジタルプロセッサユニットを一つ以上有するもの
（二）　（一）で指定された機械語命令の実行に寄与するユニットを除き、合計処理性能（ＴＰＰ）が六、〇〇〇以上であるデジタル基本演算ユニットを一つ以上有するもの
（三）　合計処理性能（ＴＰＰ）が六、〇〇〇以上であるアナログ基本演算ユニットを一つ以上有するもの
（四）　（一）から（三）までのデジタルプロセッサユニットと基本演算ユニットの組み合わせであって、それらの合計処理性能（ＴＰＰ）の総和が六、〇〇〇以上であるものを有するもの
二　マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ～チ　（略）
リ　ハーモニックミクサ又はコンバータであって、次のいずれかに該当するもの
（一）　スペクトラムアナライザーの周波数帯域を一一〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの
（二）　信号発生器の動作範囲を拡張するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
１　周波数帯域が一一〇ギガヘルツを超えるもの
２　周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であって、出力が一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの
（三）　ネットワークアナライザーの動作範囲を拡張するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
１　（略）
２　周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であって、出力が一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの
（削る）
（四）　（略）
ヌ～カ　（略）
ヨ　パラメトリック信号増幅器であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの
（一）　零下二七二・一五度未満の温度で作動するように設計したもの
（二）　動作周波数が二ギガヘルツ超一五ギガヘルツ以下で作動するように設計したもの
（三）　動作周波数が二ギガヘルツ超一五ギガヘルツ以下かつ零下二七二・一五度の温度において、雑音指数が〇・〇一五デシベル未満のもの
三～十一　（略）

ハ～ト　（略）
チ　ニューラルネットワークを用いたもの
リ～カ　（略）
（新設）
二　マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ～チ　（略）
リ　ハーモニックミクサ又はコンバータであって、次のいずれかに該当するもの
（一）　スペクトラムアナライザーの周波数帯域を九〇ギガヘルツ超に拡張するように設計したもの
（二）　信号発生器の動作範囲を拡張するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
１　周波数帯域が九〇ギガヘルツを超えるもの
２　周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、出力が一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの
（三）　ネットワークアナライザーの動作範囲を拡張するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
１　（略）
２　周波数帯域が四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、出力が三一・六ミリワット（一五ディービーエム）を超えるもの
３　周波数帯域が九〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下であって、出力が一ミリワット（〇ディービーエム）を超えるもの
（四）　（略）
ヌ～カ　（略）
（新規）
三～十一　（略）

十二　スペクトラムアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、表示平均ノイズレベルがマイナス一六〇ディービーエム毎ヘルツ未満のもの

ハ　一一〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ニ　次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　実時間帯域幅が五二〇メガヘルツを超えるもの

（二）　次のいずれかに該当するもの

1　八マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

2　周波数マスクトリガー機能を有するものであって、八マイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で捉えるもの

十三　信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を通倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）

イ　（略）

ロ　四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの

ハ　次のいずれかに該当するもの

（一）～（五）　（略）

（六）　七五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

ニ　搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次のいずれかに該当するもの

（一）　三・二ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\left\{\begin{array}{l}\text{メガヘルツ}\\\text{で表した動}\\\text{作周波数}\end{array}\right\}-20\log_{10}\left\{\begin{array}{l}\text{ヘルツで表}\\\text{した動作周}\\\text{波数とオフ}\\\text{セット周波}\\\text{数の隔たり}\end{array}\right\}-126$$

（二）　三・二ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\left\{\begin{array}{l}\text{メガヘルツ}\\\text{で表した動}\\\text{作周波数}\end{array}\right\}-206$$

十二　スペクトラムアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、表示平均ノイズレベルがマイナス一五〇ディービーエム毎ヘルツ未満のもの

ハ　九〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

ニ　次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　実時間帯域幅が一七〇メガヘルツを超えるもの

（二）　次のいずれかに該当するもの

1　一五マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

2　周波数マスクトリガー機能を有するものであって、一五マイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で捉えるもの

十三　信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を通倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）

イ　（略）

ロ　四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの

ハ　次のいずれかに該当するもの

（一）～（五）　（略）

（六）　七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

ニ　搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次のいずれかに該当するもの

（一）　三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ以上一〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\left\{\begin{array}{l}\text{メガヘルツ}\\\text{で表した動}\\\text{作周波数}\end{array}\right\}-20\log_{10}\left\{\begin{array}{l}\text{ヘルツで表}\\\text{した動作周}\\\text{波数とオフ}\\\text{セット周波}\\\text{数の隔たり}\end{array}\right\}-126$$

（二）　三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\left\{\begin{array}{l}\text{メガヘルツ}\\\text{で表した動}\\\text{作周波数}\end{array}\right\}-206$$

ホ　デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

（一）～（三）　（略）

（四）　七五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるもの

ヘ　最大出力周波数が一一〇ギガヘルツを超えるもの

十四　ネットワークアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの

イ　四三・五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が一〇〇ミリワット（二〇ディービーエム）を超えるもの

ロ　削除

ハ　五〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の周波数帯域における非線形ベクトルの計測機能を有するもの（イに該当するものを除く。）

ニ　（略）

十五～十六の二　（略）

十六の三　極低温用の冷却装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　零下二七三・〇五度以下の温度において、四八時間超にわたって、六〇〇マイクロワット以上の冷凍出力を供給する定格のもの

ロ　二段式のパルスチューブ冷凍機であって、温度を零下二六九・一五度未満に維持するものであり、かつ、零下二六八・九五度以下の温度において、一・五ワット以上の冷凍出力を供給する定格のもの

十七　半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ　結晶のエピタキシャル成長装置であって、次のいずれかに該当するもの（ウに該当するものを除く。）

（一）　（略）

（二）　有機金属化学的気相成長反応炉であって、アルミニウム、ガリウム、インジウム、砒素、りん、アンチモン、酸素又は窒素のいずれか二以上の元素を有する化合物半導体をエピタキシャル成長させるもの

（三）　（略）

ロ～ホ　（略）

ヘ　リソグラフィ装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　（略）

（二）　インプリントリソグラフィ装置であって、四五ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの（テに該当するものを除く。）

（三）・（四）　（略）

ト　削除

チ　削除

リ　削除

ホ　デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

（一）～（三）　（略）

（四）　七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるもの

ヘ　最大出力周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの

十四　ネットワークアナライザーであって、次のいずれかに該当するもの

イ　四三・五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が三一・六二ミリワット（一五ディービーエム）を超えるもの

ロ　九〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が一ミリワット（〇ディービーエム）を超えるもの

ハ　五〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の周波数帯域における非線形ベクトルの計測機能を有するもの（イ又はロに該当するものを除く。）

ニ　（略）

十五～十六の二　（略）

（新設）

十七　半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品（次号に該当するものを除く。）

イ　結晶のエピタキシャル成長装置であって、次のいずれかに該当するもの（ウに該当するものを除く。）

（一）　（略）

（二）　有機金属化学的気相成長反応炉であって、アルミニウム、ガリウム、インジウム、砒素、燐、アンチモン又は窒素のいずれか二以上の元素を有する化合物半導体をエピタキシャル成長させるもの

（三）　（略）

ロ～ホ　（略）

ヘ　リソグラフィ装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　（略）

（二）　インプリントリソグラフィ装置であって、四五ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの

（三）・（四）　（略）

ト　マスク又はレチクルであって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

チ　位相シフト膜を有する多層マスクであって、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの（トに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）

リ　インプリントリソグラフィテンプレートであって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

ヌ～ワ　（略）

カ　ドライエッチング用に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　（略）

（二）　異方性ドライエッチング用に設計し、又は改造した装置であって、次の全てに該当するもの（ア（一）又はサに該当するものを除く。）

１　（略）

２　切替時間が五〇〇ミリ秒未満の高速ガス切替弁を一以上有するもの

３　静電チャック（個別に温度を制御することができる領域を一〇以上有するものに限る。）を有するもの

ヨ　（略）

タ　異方性エッチング用に設計した装置であって、誘電体の材料に対して、エッチングの幅に対する深さの比率が三〇倍を超え、かつ、当該幅の寸法が一〇〇ナノメートル未満の形状を形成することができるもののうち、次の全てに該当するもの（カ（二）、ヨ、ア（一）又はサに該当するものを除く。）

（一）　高周波のパルス出力の電源を一以上有するもの

（二）　切替時間が三〇〇ミリ秒未満の高速ガス切替弁を一以上有するもの

レ　半導体製造装置のうち、成膜装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　（略）

（三）　単一のチャンバー内での複数の工程によって金属のコンタクト層を成膜するように設計した装置であって、次の全てに該当するもの（（二）に該当するものを除く。）

１　（略）

２　水素、水素と窒素の混合物又はアンモニアを用いたプラズマにより表面処理を行う工程を有するもの

（四）　半導体製造装置であって、複数のチャンバー又はステーション内での複数の工程によって成膜するように設計したもの（以下「特定半導体製造装置」という。）のうち、次に掲げる全ての工程により金属のコンタクト層を成膜するように設計したもの（（二）に該当するものを除く。）

１～３　（略）

（五）～（十）　（略）

ソ　特定半導体製造装置のうち、金属の層を成膜するように設計した装置であって、次の全てに該当するもの（レ（二）に該当するものを除く。）

（一）・（二）　（略）

ツ　特定半導体製造装置のうち、金属の層を成膜するように設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの（レ（二）に該当するものを除く。）

（一）・（二）　（略）

ネ・ナ　（略）

ラ　成膜装置であって、次のいずれかに該当するもの（キ（三）に該当するものを除く。）

（一）・（二）　（略）

ム　（略）

ヌ～ワ　（略）

カ　ドライエッチング用に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　（略）

（二）　異方性ドライエッチング用に設計し、又は改造した装置であって、次の全てに該当するもの

１　（略）

２　切替時間が三〇〇ミリ秒未満の高速ガス切替弁を一以上有するもの

３　静電チャック（個別に温度を制御することができる領域を二〇以上有するものに限る。）を有するもの

ヨ　（略）

タ　異方性エッチング用に設計した装置であって、誘電体の材料に対して、エッチングの幅に対する深さの比率が三〇倍を超え、かつ、当該幅の寸法が一〇〇ナノメートル未満の形状を形成することができるもののうち、次の全てに該当するもの（カ又はヨに該当するものを除く。）

（一）　高周波のパルス出力の電源を一以上有するもの

（二）　切替時間が三〇〇ミリ秒未満の高速ガス切替弁を一以上有するもの

レ　半導体製造装置のうち、成膜装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　（略）

（三）　単一のチャンバー内での複数の工程によって金属のコンタクト層を成膜するように設計した装置であって、次の全てに該当するもの（（二）に該当するものを除く。）

１　（略）

２　水素（水素と窒素又はアンモニアとの混合物を含む。）を用いたプラズマによる工程を有するもの

（四）　半導体製造装置であって、複数のチャンバー又はステーション内での複数の工程によって成膜するものであり、かつ、複数の工程間において〇・〇一パスカル以下の真空状態又は不活性の環境を維持することができるように設計したもの（以下「特定半導体製造装置」という。）のうち、次に掲げる全ての工程により金属のコンタクト層を成膜するように設計したもの（（二）に該当するものを除く。）

１～３　（略）

（五）～（十）　（略）

ソ　〇・〇一パスカル以下の真空状態又は不活性ガスの環境において金属の層を成膜するように設計した装置であって、次の全てに該当するもの（レ（二）に該当するものを除く。）

（一）・（二）　（略）

ツ　〇・〇一パスカル以下の真空状態又は不活性ガスの環境において金属の層を成膜するように設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの（レ（二）に該当するものを除く。）

（一）・（二）　（略）

ネ・ナ　（略）

ラ　成膜装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　（略）

ム　（略）

ウ　シリコン又はシリコンゲルマニウムのエピタキシャル成長用に設計した装置であって、次の全てに該当するもの

（削る）

（一）・（二）　（略）

ヰ　厚さが二マイクロメートル超であり、かつ、密度が一立方センチメートル当たり一・七グラム超のカーボンハードマスクをプラズマを用いた化学的気相成長法により成膜するように設計した装置

ノ　（略）

オ　金属配線間の隙間（幅が二五ナノメートル未満であり、かつ、当該幅に対する深さの比率が一倍以上のものに限る。）に比誘電率が三・三未満の低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置（キ（三）に該当するものを除く。）

ク～フ　（略）

コ　プラズマドーピング用に設計されたイオン注入装置のうち、次の全てに該当するもの

（一）　高周波の出力の電源を一以上有するもの

（二）　パルス直流電源を一以上有するもの

（三）　少なくともN型又はP型のいずれかの不純物の注入が可能なもの

エ　深紫外液浸フォトリソグラフィ装置において、又は、深紫外液浸フォトリソグラフィ装置とともに、次のいずれかを実施するように設計又は改造した装置

（一）　次の全てに該当するもの

1　深紫外液浸フォトリソグラフィ装置のナノメートルで表した光源の波長に〇・二五を乗じて得た数値を開口数の値で除して得た数値を四五以下に減少させるもの

2　深紫外液浸フォトリソグラフィ装置の重ね合わせ精度を二・四ナノメートル以下にするもの

（二）　へ（一）2又はヲに該当する露光装置の任意の時間間隔における一時間当たりのウエハーを処理する枚数を平均で一パーセント以上増加させるように設計又は改造したもの

テ　インプリントリソグラフィ装置であって、四・〇ナノメートル以下の重ね合わせ精度を有するもの

ア　エッチング用に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　異方性ドライエッチング用に設計した装置であって、次の全てに該当するもの

1　二以上の独立した高周波の電源を有するもの

2　二以上の独立したガスの供給源を有するもの

3　ウエハーの厚みの不均一性を補正するためのプロセス均一性調整機能を有するもの

4　シリコン貫通電極の露出工程の終点検出の機能を有するもの

（二）　異方性エッチング用に設計した装置であって、誘電体の材料に対して、エッチングの幅に対する深さの比率が高い形状を形成することができるもののうち、次の全てに該当するもの（カ（二）、ヨ、タ、ア（一）又はサに該当するものを除く。）

1　エッチングの幅に対する深さの比率が三〇を超えるもの

2　エッチングの幅の上面の寸法が四〇ナノメートル未満のもの

ウ　シリコン（炭素を添加したものを含む。）又はシリコンゲルマニウム（炭素を添加したものを含む。）のエピタキシャル成長用に設計した装置であって、次の全てに該当するもの

（一）　複数のチャンバーを有し、かつ、複数の工程間において〇・〇一パスカル以下の真空状態又は水と酸素の分圧が〇・〇一パスカル未満の不活性な環境を維持することができるもの

（二）・（三）　（略）

ヰ　厚さが一〇〇ナノメートル超であり、かつ、応力が四五〇メガパスカル未満のカーボンハードマスクをプラズマを用いた化学的気相成長法により成膜するように設計した装置

ノ　（略）

オ　金属配線間の隙間（幅が二五ナノメートル未満であり、かつ、当該幅に対する深さの比率が一倍以上のものに限る。）に比誘電率が三・三未満の低誘電層を空隙が生じないようにプラズマを用いて成膜するように設計した装置

ク～フ　（略）

（新設）

（新設）

（三）　シリコン貫通電極を作るためのエッチングに用いるために設計した装置であって、次の全てに該当するもの（カ、ヨ、タ、ア（一）又はア（二）に該当するものを除く。）

１　シリコンのエッチング速度が一分につき七マイクロメートルを超えるもの

２　ウエハー内のエッチングの深さの不均一性が二パーセント以下のもの

３　シリコン貫通電極のアスペクト比が一〇以上のもの

サ　極端紫外パターンシェイピング用に設計した装置（カ（一）、ヨ又はア（一）に該当するものを除く。）　（新設）

キ　半導体製造装置のうち、成膜装置であって、次のいずれかに該当するもの　（新設）

（一）　タングステンの膜を物理的気相成長法により成膜する装置であって、イオンフラックス誘導用の電磁石を有し、アスペクト比を三以上の形状に対して成膜するために特別に設計したもの

（二）　モリブデン若しくはルテニウム又はモリブデンとルテニウムを組み合わせた膜を原子層堆積法により成膜するように設計又は改造した装置であって、次の全てに該当するもの（ネに該当するものを除く。）

１　七五度を超える温度で動作するように設計又は改造した金属前駆体の供給源を有するもの

２　四キロパスカル以上の圧力で水素を含む還元剤を使用するプロセスチャンバーを有するもの

（三）　プラズマ又はラジカルを用いた化学的気相成長法により成膜するように設計した装置であって、基板の温度を五〇〇度未満に維持しながら、誘電体膜を単一の装置上で紫外線による硬化を行うもののうち、次の全てに該当する誘電体膜を成膜できるもの

１　六ナノメートル超二〇ナノメートル未満の厚さの金属形状であって、二四ナノメートル未満のピッチを有し、かつ、一・八以上のアスペクト比を有するもの

２　三・〇未満の比誘電率を有するもの

（四）　炭素材料を化学的気相成長法により成膜するように設計した装置であって、密度が一立方センチメートル当たり一・六グラムを超える材料を用いたもの（ヰに該当するものを除く。）

（五）　二種類以上の金属前駆体を直接液体注入する成膜装置であって、単一の成膜用のチャンバー内に、幅に対する深さの比率が五〇倍を超える形状に、比誘電率が三五を超える等方的誘電体膜を成膜するように設計又は改造したもの

ユ　三〇〇ミリメートルウエハー用に設計したアニール装置であって、ウエハーを一、〇〇〇度を超える温度で、二ミリ秒未満の持続時間で加熱できるように設計したもの　（新設）

メ　超臨界二酸化炭素又は昇華乾燥を用いるように設計した枚葉式のウエハー洗浄装置　（新設）

ミ　直径三〇〇ミリメートル以上のウエハーを受け入れるように設計又は改造したパターン付きウエハー欠陥測定装置又はパターン付きウエハー欠陥検査装置であって、次の全てに該当するもの　（新設）

（一）　二一ナノメートル以下の大きさの欠陥を検出するように設計又は改造したもの

（二）　次のいずれかを有するもの

１　波長が四〇〇ナノメートル未満の光源

２　分解能が一・六五ナノメートル以下の電子ビーム源

3　ビーム冷陰極電界放出型の電子ビーム源
4　二以上の電子ビーム源

シ　計測装置であって、次のいずれかに該当するもの
（一）　露光前にウエハー形状パラメータを測定し、開口数一・三超の液浸レンズを有する深紫外リソグラフィ装置又は極端紫外リソグラフィ装置の重ね合わせ誤差又はフォーカスを改善するために測定値を利用するように設計したスタンドアロン装置
（二）　画像ベースの重ね合わせ誤差又は回折ベースの測定技術を用いて、製品ウエハー上のレジスト現像後又はエッチング後のフォーカス又は重ね合わせ誤差を測定するように設計した測定装置で、〇・五ナノメートル以下の重ね合わせ誤差測定精度を有するものであって次のいずれかを有するもの
1　トラックへの組み込み用に設計されたもの
2　高速波長切り替え機能を有するもの

十七の二　半導体素子、集積回路又は半導体物質の製造用の装置又は試験装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡であって、次の（一）から（七）までの全てに該当するもの（国際半導体製造装置材料協会が定めたＳＥＭＩ規格に準拠したウエハーの搬送・保管容器（二〇〇ミリメートル以上のフロント・オープニング・ユニファイド・ポッド（ＦＯＵＰ）を含む。）用にウエハー搬入部を設計したものを除く。）
（一）　ステージの位置決め精度が三〇ナノメートル未満のもの
（二）　レーザー干渉計によるステージ位置計測が可能なもの
（三）　レーザー干渉計による長さスケール計測に基づく視野の位置校正が可能なもの
（四）　画素数が二〇〇、〇〇〇、〇〇〇を超える画像の収集及び保存が可能なもの
（五）　画像を取得する際の視野の重なりが垂直方向及び水平方向で五パーセント未満のもの
（六）　画像を結合する際の視野の重なりが五〇ナノメートル未満のもの
（七）　加速電圧が二一キロボルトを超えるもの
ロ　極低温ウエハープローバ装置であって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）　零下二六八・六五度以下の温度で試験を行うことができるように設計したもの
（二）　直径が一〇〇ミリメートル以上のウエハーに対応するように設計したもの

十七の三　集積回路の製造用のマスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　マスク又はレチクル（ニに該当するものを除く。）であって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの又はこれらの部分品若しくは附属品（ホに掲げるものを除く。）
ロ　位相シフト膜を有する多層マスクであって、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの（イに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）又はその部分品若しくは附属品

（新設）

十七の二　ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの

（新設）

ハ　インプリントリソグラフィテンプレートであって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの又はその部分品若しくは附属品

ニ　極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したマスク又はレチクルであって、次号に該当するマスクブランクを有するもの又はこれらの部分品若しくは附属品（ホに掲げるものを除く。）

ホ　ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの

十七の四　（略）

（削る）

十八　基板であって、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているもののうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの（次号に該当するもの又は二に該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のＰ型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該Ｐ型エピタキシャル層がＮ型層に挟まれていないものを除く。）

イ～ヘ　（略）

十八の二　基板であって、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の一層以上からなる膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているもののうち、エピタキシャル材料となるもの

イ　シリコンであって、シリコン二八又はシリコン三〇以外のシリコンの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの

ロ　ゲルマニウムであって、ゲルマニウム七〇、ゲルマニウム七二、ゲルマニウム七四又はゲルマニウム七六以外のゲルマニウムの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの

十九～二十四　（略）

十七の三　（略）

十七の四　半導体素子又は集積回路の画像を取得するために設計した走査型電子顕微鏡であって、次のイからトまでの全てに該当するもの（国際半導体製造装置材料協会が定めたＳＥＭＩ規格に準拠したウエハーの搬送・保管容器（二〇〇ミリメートル以上のフロント・オープニング・ユニファイド・ポッド（ＦＯＵＰ）を含む。）用にウエハー搬入部を設計したものを除く。）

イ　ステージの位置決め精度が三〇ナノメートル未満のもの

ロ　レーザー干渉計によるステージ位置計測が可能なもの

ハ　レーザー干渉計による長さスケール計測に基づく視野の位置校正が可能なもの

ニ　画素数が二〇〇、〇〇〇、〇〇〇を超える画像の収集及び保存が可能なもの

ホ　画像を取得する際の視野の重なりが垂直方向及び水平方向で五パーセント未満のもの

ヘ　画像を結合する際の視野の重なりが五〇ナノメートル未満のもの

ト　加速電圧が二一キロボルトを超えるもの

十八　基板であって、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているもののうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの（二に該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のＰ型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該Ｐ型エピタキシャル層がＮ型層に挟まれていないものを除く。）

イ～ヘ　（略）

（新設）

十九～二十四　（略）

二十五　シリコン又はゲルマニウムのふっ化物、水素化物又は塩化物であって、次のいずれかを含むもの
イ　シリコンであって、シリコン二八又はシリコン三〇以外のシリコンの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの
ロ　ゲルマニウムであって、ゲルマニウム七〇、ゲルマニウム七二、ゲルマニウム七四又はゲルマニウム七六以外のゲルマニウムの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの
二十六　シリコン、シリコン酸化物、ゲルマニウム又はゲルマニウム酸化物であって、次のいずれかを含むもの又はこれらの基板若しくはインゴット、ブール又はその他のプリフォーム
イ　シリコンであって、シリコン二八又はシリコン三〇以外のシリコンの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの
ロ　ゲルマニウムであって、ゲルマニウム七〇、ゲルマニウム七二、ゲルマニウム七四又はゲルマニウム七六以外のゲルマニウムの同位体からなる不純物の割合が〇・〇八パーセント未満のもの

第七条　輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～六　（略）
七　電子計算機又はその電子組立品若しくは部分品であって、前条第一号ヨに該当する集積回路を一つ以上有するもの

第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～八の二　（略）
九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）
イ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもののうち、次の（七）から（十）までのいずれかに該当するもの（十一）から（十八）までに該当するものを除く。
（一）～（十）　（略）
（十一）　暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
1　スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの
一　データ機密性確保のための暗号機能が、本号イに該当しない装置又はシステム（本号へのみに該当するものを除く。）に限定して使用されるスマートカードであって、かつ、他の用途のためにプログラムの書き換えができないもの
（削る）
（削る）
（削る）

（新設）

第七条　輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～六　（略）
（新設）

第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～八の二　（略）
九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）
イ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（七）から（十）までのいずれかに該当するものを除く。
（一）～（十）　（略）
（十一）　暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
1　スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの
一　次のいずれかに該当するものに限定されて使用するものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの
イ　（七）から（十）までのいずれにも該当しないもの
ロ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計したもの以外のもの
ハ　（十二）から（十六）までに該当するもの

二　個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。）を含む。）をいう。（十一）において同じ。）又は団体情報（法人その他の団体の情報であって、認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。（十一）において同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ　（略）

ハ　当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有するデータの機密性確保のための暗号機能を変更することができないもの

2　リーダライタ（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

（削る）

（十二）　民生用に設計した携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。（十四）において同じ。）若しくは移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。（十四）において同じ。）であって、次の1及び2に該当するもの（衛星電話を除く。）又はこれらの部分品

1・2　（略）

（十三）　（略）

（十四）　民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であって、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもののうち、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1　設計を変更する前の端末が、本号へに該当するもの

2　設計を変更する前の端末のデータの機密性確保のための暗号機能が、設計の変更による影響を受けないものであって、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

（削る）

二　個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。）を含む。）をいう。（十一）において同じ。）又は団体情報（法人その他の団体の情報であって、認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。（十一）において同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ　（略）

ハ　当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないもの

2　リーダライタであって、専ら1に該当するスマートカードに記録された個人情報若しくは団体情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報若しくは団体情報に係る情報を記録するように設計し、又は改造したもの（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

（十二）　暗号装置であって、銀行業務若しくは決済（料金の徴収及び精算又は割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る業務を含む。）に使用するように設計したもの又はその部分品

（十三）　民生用の携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。（十五）において同じ。）若しくは移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。（十五）において同じ。）であって、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1・2　（略）

（十四）　（略）

（十五）　民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であって、公開された又は商業用の暗号標準（無断の複製を防止するためのものであって、公開されていないものを含む。）のみを用いたもののうち、暗号機能が使用者によって変更できず、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計したもので、かつ、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの（暗号機能を変更していないものに限る。）又はこれらの部分品

（新設）

（新設）

（十六）　無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はその部分品

（十五）　民生用に設計した移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であって、暗号機能が使用者によって変更できず、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計したもののうち、無線周波数の出力が〇・一ワット（二〇ディービーエム）以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが三二以下のもの又はその部分品

（十六）　ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレーであって、データの機密性確保のための暗号機能が装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はこれらの部分品

（十七）　汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであって、データの機密性確保のための暗号機能が次の１及び２に該当するもの又はこれらの部分品

１・２　（略）

（十八）　ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したものであって、次の１及び２に該当するもの又はこれらの部分品

１　次のいずれかに該当するもの

一　ネットワークに接続可能な端末であって、次のいずれかに該当するもの

イ　データの機密性確保のための暗号機能が、任意でないデータの秘匿又は操作、管理若しくは保守に限定されているもの

ロ　（略）

二　ネットワーク装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　（略）

ロ　データの機密性確保のための暗号機能が、一に該当する端末のネットワークに接続する民生産業用途の支援に限定されているもの、又は当該ネットワーク装置若しくは本号イ（十八）に該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に限定されているもの

２　データの機密性確保のための暗号機能が、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものであって、当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用する者によって変更できないもの

ロ～ヘ　（略）

十～十二　（略）

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九　（略）

十　船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　複合材料を用いた軸を組み込んだ伝動装置であって、十メガワットを超える出力を伝達するように設計したもの

十一～十四　（略）

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　（略）

（十七）　民生用に設計した移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であって、暗号機能が使用者によって変更できず、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計したもののうち、無線周波数の出力が〇・一ワット（二〇ディービーエム）以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが十六以下のもの又はその部分品

（十八）　ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はこれらの部分品

（十九）　汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が次の１及び２に該当するもの又はこれらの部分品

１・２　（略）

（二十）　ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したものであって、次の１及び２に該当するもの又はこれらの部分品

１　次のいずれかに該当するもの

一　ネットワークに接続可能な端末であって、次のいずれかに該当するもの

イ　情報システムのセキュリティ管理機能が、任意でないデータの秘匿又は操作、管理若しくは保守に限定されているもの

ロ　（略）

二　ネットワーク装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　（略）

ロ　情報システムのセキュリティ管理機能が、一に該当する端末のネットワークに接続する民生産業用途の支援に限定されているもの、又は当該ネットワーク装置若しくは本号イ（二十）に該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に限定されているもの

２　情報システムのセキュリティ管理機能が、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものであって、当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用する者によって変更できないもの

ロ～ヘ　（略）

十～十二　（略）

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九　（略）

十　船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　複合材料を用いた伝動軸装置であって、二メガワットを超える出力を伝達することができるもの

十一～十四　（略）

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　（略）

六　液体ロケット推進装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　極低温用の冷却装置、デュワー瓶、ヒートパイプその他の極低温用装置であって、極低温状態にある液体の損失が一年間につき三〇パーセント未満となるように設計したもの
ロ　零下一七三・一五度以下の温度を維持又は生成するように設計された極低温用容器又は閉サイクル冷却装置
ハ～チ　（略）
七～二十　（略）

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

2～6　（略）

7　外為令別表の五の項（八）の経済産業省令で定める技術は、第十四条第二号に該当する電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子の使用（据付、保守又は修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

第十八条　（略）

2～5　（略）

6　外為令別表の六の項（六）の経済産業省令で定める技術は、次の各号の全てに該当するコーティングシステムの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。
一　第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料の腐食を防ぐために設計したもの
二　一、一〇〇度を超える温度で使用することができるように設計したもの

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）
五　第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号、第十六号の三若しくは第十八号から第二十六号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2　外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌからシまでのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　（略）
九　複数のチップをマルチチップ集積回路に統合するために設計した電子コンピュータ支援設計プログラムであって、次の全てに該当するもの
（一）　フロアプランニングを有するもの
（二）　チップとパッケージの協調設計又は協調シミュレーションを有するもの
十　マルチパターニングを使用した集積回路を設計し、又は製造するために設計し、又は改造した電子コンピュータ支援設計プログラム
十一　深紫外リソグラフィのマスク又はレチクル上のパターンを設計し、又は製造するために設計し、又は改造した計算機リソグラフィ用のプログラム

4・5　（略）

六　液体ロケット推進装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　極低温用の冷却装置、デュワー瓶、ヒートパイプその他の極低温用装置であって、宇宙空間用の飛しょう体又はその打上げ用の飛しょう体に使用するように設計し、かつ、極低温状態にある液体の損失が一年間につき三〇パーセント未満のもの
ロ　極低温用容器又は閉サイクル冷却装置であって、零下一七三度以下にすることができるもののうち、宇宙空間用の飛しょう体、打上げ用の飛しょう体又はマッハ数が三を超える速度での巡航が可能な航空機に使用することができるように設計したもの
ハ～チ　（略）
七～二十　（略）

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

2～6　（略）

7　外為令別表の五の項（八）の経済産業省令で定める技術は、第十四条第二号に該当する電波の吸収材又は導電性高分子の使用（据付、保守又は修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

第十八条　（略）

2～5　（略）

（新設）

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）
五　第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十四号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2　外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌからフまでのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　（略）

（新設）

（新設）

4・5　（略）

第二十条　外為令別表の八の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る技術（プログラムを除く。）を除く。）とする。

一　第七条第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）

二　第七条第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

三・四　（略）

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年五月二十八日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官庁報告

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日　太平洋広域漁業調整委員会　会長　北門　利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア　漁業者が漁業を営む場合

イ　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2)　「太平洋」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

(3)　「くろまぐろ（小型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4)　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5)　「遊漁船」　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1)　遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2)　太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(3)　遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4　報告

(1)　遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア　採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ　採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

ウ　尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

エ　採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ　採捕した海域

カ　遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ　遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2)　(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

6　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

第二十条　外為令別表の八の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る技術（プログラムを除く。）を除く。）とする。

一　第七条第一号から第五号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術（プログラムを除く。）

二　第七条第一号から第五号までのいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

三・四　（略）

2　（略）

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

太平洋広域漁業調整委員会　会長　北門　利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ　東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2)　「きんめだい底刺し網漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ　法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ　法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2　操業の承認

規制海域において令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認証の交付及び備付け義務

(1)　委員会は、２の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4　承認番号の表示

２の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5　漁獲成績報告書

２の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年三月四日から令和八年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号			
漁業者	住　所		
	氏名又は名称		
船舶	船名		総トン数
	漁船登録番号		使用権の種類
漁業根拠地			
操業承認期間	年　月　日から　年　月　日まで		

年　月　日

太平洋広域漁業調整委員会会長

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

（１）〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

（２）大きさは15センチメートル以上、太さは３センチメートル以上、間隔は４センチメートル以上とする。

（３）文字及び数字は黒色とする。

（記載例）

太広委底１



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア　漁業者が漁業を営む場合

イ　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2)　「日本海・九州西海域」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3)　「くろまぐろ（小型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4)　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5)　「遊漁船」　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1)　遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2)　日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(3)　遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4　報告

(1)　遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア　採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ　採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

ウ　尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

エ　採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ　採捕した海域

カ　遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ　遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2)　(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

6　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業

(3)　「浮縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法

(4)　「底縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2　操業の承認

規制海域において、令和七年五月一日から令和八年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻
佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4　承認証の交付及び備付け義務

(1)　委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5　承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6　承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7　操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8　操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区域	漁法	期間
A海域 北緯三十四度四十分四十・三秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の海域	浮縄	令和七年五月一日から十二月九日まで及び令和八年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	令和七年五月一日から八月三十一日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで
B海域 次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A海域を除く。 一　東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A点」という。）から正北の線 二　A点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線	浮縄	令和七年五月一日から十一月三十日まで及び令和八年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	令和七年五月一日から八月三十一日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで
C海域 規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域。	浮縄	令和七年五月一日から九月三十日まで及び令和八年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	令和七年五月一日から九月三十日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで
D海域 次に掲げる線によって囲まれた海域。 一　北緯三十三度四分の線 二　北緯三十三度三十分の線 三　東経百二十九度十分の線 四　東経百二十九度二十分の線	浮縄	令和七年五月一日から十月三十一日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで
	底縄	令和七年五月一日から十月三十一日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで

E海域 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域。 一　長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二　長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三　長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮　縄	令和七年五月一日から十一月五日まで及び令和八年四月六日から四月三十日まで
	底　縄	令和七年五月一日から十一月五日まで及び令和八年四月六日から四月三十日まで

（表中の緯度・経度は日本測地系）

9　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10　漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年五月一日から令和八年五月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和七年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日　瀬戸内海広域漁業調整委員会　会長　今井　一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア　漁業者が漁業を営む場合

イ　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2)　「瀬戸内海」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3)　「くろまぐろ（小型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4)　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5)　「遊漁船」　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1)　遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2)　瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(3)　遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4　報告

(1)　遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア　採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ　採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

ウ　尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

エ　採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ　採捕した海域

カ　遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ　遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2)　(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

6　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日　　瀬戸内海広域漁業調整委員会　会長　今井　一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1　定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	大阪湾	播磨灘
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四　小鳴門水道東口小鳴門橋	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三　小鳴門水道東口小鳴門橋 四　岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五　香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線

備讃瀬戸	燧灘	安芸灘	伊予灘
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二　香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三　広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一　広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二　広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三　広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域 一　次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二　一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一　広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二　広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三　愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線 四　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線

周防灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三　山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線

2　網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3　区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあって、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで）	さわらを目的とした操業の禁止（ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く）
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

北海道札幌市豊平区福住三条十丁目三番三号

Ｋコーポレーション合同会社

清算人　石黒　惠子

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

宮城県太白区中田町二丁目一三番三〇号

特定非営利活動法人仙台雇用福祉事業団

清算人　船木ヒデコ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

福島県福島市岡島字獅子田一番地の一四

フクセイ・ベンダーサービス株式会社

代表清算人　齋藤　覚

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

茨城県筑西市上野三番地一

ブランドル有限責任事業組合

清算人　栗原　政彦

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

茨城県結城市大字上山川四二五九番地七

株式会社ＳＲＡｕｔｏＪａｐａｎ

代表清算人　アトゥルギリアッチラー　ゲチャンダラシリバン　ダーラアトゥルギリア

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

茨城県かすみがうら市西成井一二二番地八

株式会社技研建設

代表清算人　福田　晴美

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

埼玉県さいたま市中央区八王子三丁目一一番一四号

株式会社蒼の月

代表清算人　古谷　麻里

解散公告

当社は令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

千葉県柏市若柴一七八番地四柏の葉キャンパス一四八街区一パークシティ柏の葉キャンパス　ザ・ゲートタワーウェスト三階Ｖ一〇八

合同会社モートピュア

代表清算人　堀　純

解散公告

当社は、令和七年四月一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都港区白金台三丁目一〇番一〇号

ＤＢ　Ｐｙｒａｍｉｄ　ＡｃｑＣｏ株式会社

代表清算人　福岡　武彦

解散公告

当社は、令和七年二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都港区芝四丁目五番一五号クレール芝四〇一号室

株式会社プロテクションマーケティング

代表清算人　花野　寛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都台東区浅草一丁目四二番四―三〇二号

株式会社左右舎

代表清算人　前澤　進

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都新宿区新宿一丁目三六―二新宿第七葉山ビル三階　グローブコネクト合同会社

清算人　佐々木雄哉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都中央区銀座八丁目二番九号

株式会社広業社

代表清算人　田中　明人

解散公告

当法人は、令和六年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都世田谷区北沢二丁目二五番二〇号

特定非営利活動法人さくら並木ネットワーク

清算人　細沼　忠良

解散公告

当法人は令和七年四月一日付一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十八条第一項に基づく社員全員の書面による同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都渋谷区本町三丁目一二番一号

一般社団法人未知倶楽部

代表清算人　志田山智弘

解散公告

当社は、令和七年三月十九日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都新宿区新宿二丁目一番一二号

メタジェニックス株式会社

代表清算人　近藤　祐平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

東京都中央区銀座八丁目二一番一号

パナソニックファイナンスソリューションズ株式会社　代表清算人　阿部　克巳

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

東京都中野区中野一丁目六〇番九号

株式会社加藤不動産事務所

代表清算人　加藤　由子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

東京都千代田区二番町一一番地一

株式会社メディカルフォーラム

代表清算人　松原　和香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社Ｂｕｃｈａｎａｎ

清算人　福永　隆明

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

一般社団法人Ｓａｎｂａ

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

ＡＣ株式会社

代表清算人　鈴木　明人

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

横浜市旭区今宿東町一四七八番地の一

有限会社宇井工業

清算人　宇井　哲二

解散公告

当社は、令和七年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

神奈川県中郡大磯町西小磯二二一番地の一

有限会社仲手川印刷

清算人　仲手川俊郎

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

神奈川県鎌倉市十二所八六一番地

ブルー・ロジスティックス株式会社

代表清算人　保坂　康弘

解散公告

当社は、令和六年十二月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番地

二新横浜Ｕ・Ｕビル五階

合同会社スプリングファームＳＳ鈴鹿1号

名古屋市中村区名駅南一丁目二四番三〇号

名古屋三井ビルディング本館七階

清算人　株式会社鈴鹿インベストメント

三重県鈴鹿市西条一丁目一九番二号

職務執行者　瀬古　恭裕

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

山梨県山梨市南一〇一〇番地一

有限会社八幡運輸

清算人　小林　昭臣

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

山梨県北杜市高根町東井出一二九二番地

株式会社八ヶ岳自動車工業

代表清算人　植松由紀子

解散公告

当社は、令和七年二月二十七日開催の株主総会の決議により、令和七年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

長野県飯田市鼎東鼎二八一番地

株式会社天龍社

清算人　寺沢　寿男

解散公告

当社は、令和七年三月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一三九―九二〇（別荘番号：千ヶ滝西区三七〇三）

道安国際咨詢株式会社

代表清算人　叶　素貞

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

岐阜県可児市若葉台九丁目一六二番地

特定非営利活動法人楽しく百歳まで生きる会

清算人　中井　城嗣

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

岐阜県可児市若葉台九丁目一六二番地

特定非営利活動法人ＮＰＯなんでもサポートセンター岐阜

清算人　中井　城嗣

解散公告

当社は、令和七年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

静岡県静岡市清水区宮加三五五二番地

株式会社海電社

代表清算人　村田　憲昭

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

愛知県豊橋市西山町字西山五五番地の九

株式会社三悠

代表清算人　大林　弘季

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

愛知県豊橋市中岩田三丁目八番地九

一般社団法人建築相談窓口

代表清算人　佐伯　弘美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

京都市中京区式阿弥町一三〇

合同会社Ｎｏｒｓ

代表清算人　江田慎之助

解散公告

当認可地縁団体は、令和六年二月二十二日付で会員の転居等にともない構成員が欠乏し、相当数に満たなくなったため解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

大阪府岸和田市東大路町二七四番地の一

東大路町町会

清算人　立石　肇

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

大阪府泉佐野市南中樫井六七二番地一

佐野第一交通株式会社

代表清算人　磯本　博之

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

大阪市西区西本町一丁目一二番一九号

小西測量株式会社

代表清算人　小西　惠祥

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

兵庫県尼崎市戸ノ内町五丁目一―一

株式会社ＮａｎｏＦｉｌｍ　ＡＭＪ

代表清算人　ギャン・イーセン

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

岡山市東区上道北方四〇八番地一一

株式会社吉備工芸社

代表清算人　杉山新太郎

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

岡山県玉野市渋川一丁目七番五号

有限会社ヤマシタボード内装

清算人　山下　義雄

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

広島市中区舟入幸町二〇番一五号

有限会社コリトール

清算人　里　裕美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

高知市南はりまや町一丁目一〇番八号

有限会社西岡住宅

清算人　西岡紀美子

解散公告

当社は、令和七年三月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

福岡県豊前市大字大村一一五〇番

豊前ため池太陽光発電合同会社

清算人　齋藤　孝治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

北九州市小倉南区長行西五丁目二番一〇号

有限会社涼システム

清算人　居塚　満

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

福岡県久留米市六ツ門町二番地二四

株式会社アプロ

代表清算人　尾関　真

第14期決算公告

令和７年４月３日

札幌市東区東苗穂三条三丁目２番86号

株式会社燃焼合成

代表取締役　鏡　好晴

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	87,836
	固定資産	24,312
	資産合計	112,149
負債及び純資産の部	流動負債	15,724
	株主資本	96,424
	資本金	95,000
	資本剰余金	252,000
	資本準備金	252,000
	利益剰余金	△250,575
	その他利益剰余金	△250,575
	（うち当期純利益）	(29,229)
	負債・純資産合計	112,149

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

福岡市早良区南庄一丁目六番一七号

有限会社スクランブル

清算人　石橋　善博

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和７年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

長崎県大村市小路口本町五〇四番地三

特定非営利活動法人癒

清算人　辻　りう子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

熊本市中央区水前寺三丁目一六番二四号

メナード化粧品水前寺販売有限会社

清算人　渡邊　壽子

解散公告

当社は、令和７年３月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

宮崎県西都市御舟町二丁目六二番地三号

有限会社西都公益社

清算人　近藤小百合

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

埼玉県本庄市児玉町八幡山三二一番地

医療法人中神内科クリニック

清算人　鵜飼　慧子

解散公告（第一回）

当法人は、令和７年二月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

千葉県船橋市山野町一〇三番地一

西船橋住宅管理組合法人

清算人　田野　毅

解散公告（第一回）

当法人は、大阪府教育長の認定を受けて令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

大阪市天王寺区堀越町九番一一号

学校法人関西学園

清算人　竹中新三郎

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

兵庫県芦屋市業平町六番三一号

医療法人社団芦屋橋本クリニック

清算人　橋本　裕美

解散公告（第一回）

当法人は、令和７年二月二十七日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

山口県周南市東山町二番四一号

医療法人こうち医院

清算人　河内　康博

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十一月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

香川県高松市鶴市町二〇〇二番地二二

美代教会

清算人　小川　翼

解散公告（第二回）

当法人は、令和７年二月五日旭川地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和７年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

北海道旭川市東光一条四丁目三四一番地の二六

宗教法人天法山宝珠院

清算人　小田桐　誠

解散公告（第二回）

当法人は、令和７年三月二十五日開催の臨時総会の決議により、令和７年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和７年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

岩手県盛岡市加賀野四丁目一八番五〇号

職業訓練法人岩手中央職業訓練協会

清算人　大峠　勝志

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和七年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

福島市南沢又字桜内三三番一五号

医療法人社団根本皮膚科

清算人　根本　洋

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月二十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

兵庫県美方郡香美町香住区香住八七〇番地の一

香美町山手土地区画整理組合

代表清算人　本多　功

解散公告（第三回）

当法人は、令和７年二月二十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年４月３日

東京都中央区銀座五丁目六番二号

医療法人社団先仁会

清算人　中田　先一

第53期決算公告

令和７年３月24日　東京都中央区日本橋人形町２丁目14番10号
アーバンネット日本橋ビル

デーナ・ジャパン株式会社

代表取締役　パトリック・マーロウ・ウィリアムス

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	475,027	流動負債	164,736
固定資産	394,565	納税引当金	14,775
		固定負債	47,464
		退職給与引当金	47,119
		株主資本	657,391
		資本金	200,000
		資本剰余金	298,347
		資本準備金	168,347
		その他資本剰余金	130,000
		利益剰余金	159,044
		その他利益剰余金	159,044
		（うち当期純利益）	(55,362)
資産合計	869,592	負債・純資産合計	869,592

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都新宿区市谷田町二丁目一番地三市谷東ビル六階

医療法人社団正診会

清算人　関　淳一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

東京都調布市布田一丁目三五番地三ダイモンビル二階

医療法人社団蒼流会

清算人　岡本　眞郎

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月三十一日宝塚市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

兵庫県宝塚市安倉北二丁目一六番一五号

安倉第一会館内

宝塚市安倉上池地区土地区画整理組合

代表清算人　島川　勉

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

神戸市灘区大内通二丁目一〇番九号

宗教法人龍王院

清算人　上山　秀禅

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十一月十二日開催の理事会の決議並びに呉市長の認可により、令和七年二月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

広島県呉市安浦町女子畑一三三番地

医療法人西本会

清算人　西本　方宣

第16期決算公告　令和７年４月３日

東京都中央区築地３丁目12番５号

株式会社インテグリティ・ヘルスケア

代表取締役　園田　愛

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,163,834
	固定資産	206,683
	資産合計	1,370,517
負債及び純資産の部	流動負債	87,097
	株主資本	1,283,420
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,447,241
	資本準備金	947,691
	その他資本剰余金	499,550
	利益剰余金	△263,821
	その他利益剰余金	△263,821
	(うち当期純損失)	(263,821)
	負債・純資産合計	1,370,517

第56期決算公告　2025年４月３日

仙台市青葉区本町二丁目10番30号

ニッポンレンタカー東北株式会社

代表取締役社長執行役員　道地　秀和

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,043
	固定資産	2,157
	合計	5,200
負債及び純資産の部	流動負債	986
	賞与引当金	62
	固定負債	318
	役員退職慰労引当金	3
	株主資本	3,895
	資本金	80
	利益剰余金	3,815
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	3,795
	(うち当期純利益)	(1,039)
	合計	5,200

第26期決算公告　2025年４月３日

宮城県仙台市宮城野区田子三丁目18番６号

仙台キリンビバレッジサービス株式会社

代表取締役社長　佐藤　文厚

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	182,360
	固定資産	36,164
	合計	218,525
負債及び純資産の部	流動負債	902,226
	(賞与引当金)	(12,110)
	固定負債	93,607
	(退職給付引当金)	(85,565)
	株主資本	△777,309
	資本金	100,000
	利益剰余金	△877,309
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	△881,309
	(うち当期純損失)	(65,334)
	合計	218,525

第 13 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
サーテックス・テクノロジー・ジャパン株式会社
代表取締役　森田　哲永

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,297,794
	資産合計	2,297,794
負債及び純資産の部	流動負債	3,786,421
	株主資本	△1,488,627
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△11,488,627
	その他利益剰余金	△11,488,627
	（うち当期純利益）	（84,348）
	負債・純資産合計	2,297,794

第 1 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｒｉｎｇインテグラル２株式会社
代表取締役　仲田真紀子

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,000
	合計	6,000
負債及び純資産の部	流動負債	5
	株主資本	5,994
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	（5）
	合計	6,000

第 1 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｒｉｎｇインテグラル１株式会社
代表取締役　仲田真紀子

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,000
	合計	6,000
負債及び純資産の部	流動負債	5
	株主資本	5,994
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	（5）
	合計	6,000

第 13 期決算公告

令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル・パートナーズ株式会社
代表取締役　山本礼二郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	15,747
	固定資産	1,627
	資産合計	17,375
負債及び純資産の部	流動負債	1,890
	固定負債	15,252
	株主資本	201
	資本金	10
	利益剰余金	191
	その他利益剰余金	191
	（うち当期純利益）	（107）
	評価・換算差額等	30
	有価証券評価差額金	30
	負債・純資産合計	17,375

第 4 期決算公告

令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｉｃｅインテグラル２株式会社
代表取締役　澄川　恭章

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,120
	固定資産	3,724
	資産合計	5,845
負債及び純資産の部	流動負債	149
	固定負債	—
	株主資本	5,696
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	696
	その他利益剰余金	696
	（うち当期純利益）	（1,219）
	負債・純資産合計	5,845

第 4 期決算公告

令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｉｃｅインテグラル１株式会社
代表取締役　澄川　恭章

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,162
	固定資産	3,536
	資産合計	5,699
負債及び純資産の部	流動負債	138
	固定負債	—
	株主資本	5,560
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	560
	その他利益剰余金	560
	（うち当期純利益）	（1,139）
	負債・純資産合計	5,699

第６期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
イーストパートナーズ株式会社
代表取締役　仲田真紀子
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,278
	固定資産	2,090,988
	資産合計	**2,179,267**
負純資債及産のび部	流動負債	80,303
	固定負債	2,092,185
	株主資本	6,778
	資本金	5,500
	資本剰余金	5,500
	資本準備金	5,500
	利益剰余金	△4,221
	その他利益剰余金	△4,221
	（うち当期純損失）	（4,221）
	負債・純資産合計	**2,179,267**

第４期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｎｏｒｔｈインテグラル２株式会社
代表取締役　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,426
	固定資産	1,979
	資産合計	**4,405**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,335
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△664
	その他利益剰余金	△664
	（うち当期純損失）	（112）
	負債・純資産合計	**4,405**

第４期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｎｏｒｔｈインテグラル１株式会社
代表取締役　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,558
	固定資産	1,763
	資産合計	**4,322**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,252
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△747
	その他利益剰余金	△747
	（うち当期純損失）	（136）
	負債・純資産合計	**4,322**

第７期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラルＴｅａｍ株式会社
代表取締役　仲田真紀子
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,475
	固定資産	18,870
	資産合計	**22,346**
負純資債及産のび部	流動負債	292
	株主資本	22,053
	資本金	13,275
	資本剰余金	13,275
	資本準備金	13,275
	利益剰余金	△4,496
	その他利益剰余金	△4,496
	（うち当期純損失）	（929）
	評価・換算差額等	0
	有価証券評価差額金	0
	負債・純資産合計	**22,346**

第１期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル・リアルエステート株式会社
代表取締役　江村　峻徳
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,695
	資産合計	**92,695**
負純資債及産のび部	流動負債	6,730
	株主資本	85,964
	資本金	90,000
	利益剰余金	△4,035
	その他利益剰余金	△4,035
	（うち当期純損失）	（4,035）
	負債・純資産合計	**92,695**

第10期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル・ブランズ株式会社
代表取締役　山本礼二郎
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	10,079
	資産合計	**10,079**
負純資債及産のび部	流動負債	0
	株主資本	10,079
	資本金	1
	資本剰余金	509
	資本準備金	509
	利益剰余金	9,569
	その他利益剰余金	9,569
	（うち当期純利益）	（1,609）
	負債・純資産合計	**10,079**

第４期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
プリモ・インテグラル１株式会社
代表取締役　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	782
	固定資産	3,393
	資産合計	**4,175**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,105
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	△1,894
	その他利益剰余金	△1,894
	（うち当期純損失）	（502）
	負債・純資産合計	**4,175**

第９期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル投資アルファ株式会社
代表取締役　山本礼二郎
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	702
	資産合計	**702**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	株主資本	632
	資本金	4,750
	資本剰余金	4,750
	資本準備金	4,750
	利益剰余金	△8,867
	その他利益剰余金	△8,867
	（うち当期純損失）	（441）
	負債・純資産合計	**702**

第14期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
インテグラル投資株式会社
代表取締役　山本礼二郎
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	465,402
	固定資産	15,059
	資産合計	**480,462**
負純資債及産のび部	流動負債	119,270
	株主資本	361,029
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	351,029
	その他利益剰余金	351,029
	（うち当期純利益）	（260,243）
	評価・換算差額等	162
	有価証券評価差額金	162
	負債・純資産合計	**480,462**

第６期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
ＳＤＲＳ２インテグラル株式会社
代表取締役　仲田真紀子
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,117
	固定資産	8,184
	資産合計	**90,301**
負純資債及産のび部	流動負債	9,378
	固定負債	—
	株主資本	80,923
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	70,923
	その他利益剰余金	70,923
	（うち当期純利益）	（13,550）
	負債・純資産合計	**90,301**

第６期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
ＳＤＲＳ１インテグラル株式会社
代表取締役　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	805
	固定資産	4,305
	資産合計	**5,111**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	5,041
	資本金	4,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	△2,958
	その他利益剰余金	△2,958
	（うち当期純損失）	（475）
	負債・純資産合計	**5,111**

第４期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
プリモ・インテグラル２株式会社
代表取締役　澄川　恭章
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	361
	固定資産	3,840
	資産合計	**4,202**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,132
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	△1,867
	その他利益剰余金	△1,867
	（うち当期純損失）	（501）
	負債・純資産合計	**4,202**

第11期決算公告　令和７年４月３日
東京都港区虎ノ門一丁目16番16号
ゼアーウィンスリーサービス株式会社
代表取締役　一戸　翼
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,657,806
	固定資産	663,037
	資産合計	2,320,843
負純資債産及のび部	流動負債	2,071,532
	固定負債	247,964
	(商品保証引当金)	(188,027)
	株主資本	1,346
	資本金	16,411
	資本剰余金	4,556
	資本準備金	4,556
	利益剰余金	△19,621
	その他利益剰余金	△19,621
	(うち当期純利益)	(277,203)
	負債・純資産合計	2,320,843

第２期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｔｏｋｙｏ－２ＧＰ株式会社
代表取締役　辺見　芳弘
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	953
	固定資産	4,025
	資産合計	4,978
負純資債産及のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,829
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△170
	その他利益剰余金	△170
	(うち当期純損失)	(83)
	評価・換算差額等	79
	負債・純資産合計	4,978

第２期決算公告　令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
Ｔｏｋｙｏ－１ＧＰ株式会社
代表取締役　辺見　芳弘
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	953
	固定資産	4,003
	資産合計	4,956
負純資債産及のび部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	4,807
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△192
	その他利益剰余金	△192
	(うち当期純損失)	(96)
	評価・換算差額等	79
	負債・純資産合計	4,956

第３期決算公告　令和７年４月３日
愛知県豊橋市石巻西川町字大原12番地
株式会社タンネパートナー
代表取締役　西島　豊
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,418
	固定資産	298,203
	資産合計	307,622
負純資債産及のび部	流動負債	4,788
	固定負債	134,109
	株主資本	168,725
	資本金	10,000
	資本剰余金	160,000
	その他資本剰余金	160,000
	利益剰余金	8,725
	その他利益剰余金	8,725
	(うち当期純利益)	(12,765)
	自己株式	△10,000
	負債・純資産合計	307,622

第９期決算公告　令和７年２月28日
山梨県北杜市武川町山高字西ノ宮3713番
ＮＸアグリグロウ株式会社
代表取締役　諸井　奈美
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,184
	固定資産	160,671
	合計	217,855
負純資債産及のび部	流動負債	56,262
	固定負債	35,743
	株主資本	125,850
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	150,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△174,150
	その他利益剰余金	△174,150
	(うち当期純利益)	(2,372)
	合計	217,855

第14期決算公告
令和７年３月28日
神奈川県平塚市追分２番１号
ヨコハマピアサポート株式会社
代表取締役社長　石光　真吾
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,414
	固定資産	22,283
	資産合計	97,697
負純資債産及のび部	流動負債	12,596
	負債合計	12,596
	株主資本	85,101
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,101
	その他利益剰余金	75,101
	(うち当期純利益)	(3,155)
	純資産合計	85,101
	負債・純資産合計	97,697

第38期決算公告
令和７年４月３日
和歌山県和歌山市北島427番地28
ミドリ安全和歌山株式会社
代表取締役　上田　正巳
貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,790
	固定資産	230
	合計	133,020
負純資債産及のび部	流動負債	103,243
	固定負債	—
	株主資本	29,777
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,777
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	17,277
	(うち当期純利益)	(17,274)
	合計	133,020

第25期決算公告
令和７年４月３日
三重県伊賀市柘植町2700番地
株式会社サプライガ
代表取締役　唐川達之進
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,206
	固定資産	150
	資産合計	31,356
負純資債産及のび部	流動負債	8,630
	負債合計	8,630
	株主資本	22,726
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,726
	その他利益剰余金	12,726
	(うち当期純利益)	(398)
	純資産合計	22,726
	負債・純資産合計	31,356

第26期決算公告　令和７年４月３日
愛知県豊橋市石巻西川町字大原12番地
西島株式会社
代表取締役　西島　豊
貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,421,065
	固定資産	861,702
	資産合計	4,282,768
負純資債産及のび部	流動負債	2,082,322
	固定負債	1,948,334
	株主資本	252,111
	資本金	60,000
	利益剰余金	192,111
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	190,311
	(うち当期純利益)	(31,488)
	負債・純資産合計	4,282,768

第３期決算公告　令和７年４月３日
茨城県常陸大宮市小場字仲戸4956番
株式会社ＤＴプレコン
代表取締役　茂木　宏之
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	701,950,315
	固定資産	1,371,148,800
	合計	2,073,099,115
負純資債産及のび部	流動負債	227,667,328
	固定負債	554,695,680
	株主資本	1,290,736,107
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	1,215,000,000
	その他資本剰余金	1,215,000,000
	利益剰余金	△24,263,893
	その他利益剰余金	△24,263,893
	合計	2,073,099,115

(注)　当期純利益　64,662,468円

第38期決算公告
令和７年３月18日
愛媛県新居浜市新田町３丁目４番23号
スミメックエンジニアリング株式会社
代表取締役　小幡　寛治
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,543,569
	固定資産	177,816
	合計	1,721,385
負純資債産及のび部	流動負債	411,371
	固定負債	266,872
	株主資本	1,043,142
	資本金	100,000
	利益剰余金	943,142
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	918,142
	(うち当期純利益)	(186,923)
	合計	1,721,385

第15期決算公告
令和７年４月３日
広島県山県郡北広島町新郷１番地８
エーエスレジン株式会社
代表取締役社長　竹下　将
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,647
	固定資産	635
	合計	3,282
負純資債産及のび部	流動負債	2,338
	固定負債	4
	株主資本	939
	資本金	50
	利益剰余金	889
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	876
	(うち当期純利益)	(44)
	合計	3,282

第 47 期 決 算 公 告

令和７年３月18日
東京都千代田区岩本町三丁目11―13
アイシーケイ株式会社
代表取締役社長　内山　喜禄

貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,257,935
	固定資産	1,633,284
	合計	9,891,219
負純資債及産のび部	流動負債	4,876,976
	固定負債	1,003,129
	株主資本	4,011,114
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,961,114
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,948,614
	（うち当期純利益）	(433,854)
	合計	9,891,219

第１期決算公告

令和７年４月３日
東京都豊島区南池袋２―49―７
株式会社ＢＯＤ　ＰＯＷＥＲ
代表取締役　田中　大善

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	51,045
	固定資産	3,860,150
	繰延資産	188
	資産合計	3,911,383
負純資債及産のび部	流動負債	19,374
	固定負債	3,614,500
	株主資本	277,509
	資本金	255,005
	資本剰余金	254,995
	資本準備金	254,995
	利益剰余金	△232,491
	その他利益剰余金	△232,491
	（うち当期純損失）	(232,491)
	負債・純資産合計	3,911,383

第 20 期決算公告

令和７年４月３日
東京都中央区日本橋本町三丁目11番５号
株式会社キノファーマ
代表取締役　黒石　眞史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	155,530
	固定資産	2,420
	合計	157,950
負純資債及産のび部	流動負債	51,409
	固定負債	184,091
	株主資本	△77,550
	資本金	60,160
	資本剰余金	150,551
	資本準備金	60,160
	その他資本剰余金	90,391
	利益剰余金	△288,261
	その他利益剰余金	△288,261
	（うち当期純損失）	(288,261)
	合計	157,950

第 72 期 決 算 公 告

令和７年４月３日　兵庫県神崎郡神河町比延48番地の１
兵庫クレー株式会社
代表取締役　藤後　裕司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,661,794	流動負債	1,073,158
固定資産	709,649	賞与引当金	4,100
有形固定資産	359,153	固定負債	254,507
無形固定資産	1,268	退職給付引当金	70,523
投資その他の資産	349,227	役員退職慰労引当金	183,984
		株主資本	2,030,961
		資本金	25,000
		利益剰余金	2,017,166
		利益準備金	6,600
		その他利益剰余金	2,010,566
		（うち当期純利益）	(42,074)
		自己株式	△11,205
		評価・換算差額等	12,817
資産合計	3,371,443	負債・純資産合計	3,371,443

第 25 期 決 算 公 告

令和７年４月３日　東京都港区芝五丁目36番７号
三田ベルジュビル23Ｆ
株式会社ライブレボリューション
代表取締役　増永　寛之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,541,064	流動負債	1,276,276
固定資産	134,132	固定負債	259,220
有形固定資産	22,525	負債合計	1,535,496
投資その他の資産	111,606	株主資本	2,139,700
		資本金	100,000
		資本剰余金	139,273
		資本準備金	84,175
		その他資本剰余金	55,098
		利益剰余金	1,900,427
		その他利益剰余金	1,900,427
		純資産合計	2,139,700
資産合計	3,675,197	負債・純資産合計	3,675,197

(注)　当期純利益　414,360千円

第 7 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都中央区日本橋三丁目６番２号
日本橋フロント１Ｆ
誠品生活ＭＦ株式会社
代表取締役　吳　立傑

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,336
	資産合計	80,336
負純資債及産のび部	流動負債	1,178
	株主資本	79,158
	資本金	49,500
	資本剰余金	49,500
	資本準備金	49,500
	利益剰余金	△19,841
	その他利益剰余金	△19,841
	（うち当期純損失）	(2,287)
	負債・純資産合計	80,336

第 12 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
福島県郡山市安積一丁目76番
郡山生コン須賀川株式会社
代表取締役　佐藤　寿一

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	101,591
	固定資産	196,665
	合計	298,256
負純資債及産のび部	流動負債	61,318
	株主資本	236,938
	資本金	10,000
	利益剰余金	226,938
	その他利益剰余金	226,938
	（うち当期純利益）	(37,752)
	合計	298,256

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月三日
福島県郡山市安積一丁目七六番
郡山生コン須賀川株式会社
代表取締役　佐藤　寿一

第 54 期 決 算 公 告

令和７年３月18日
東京都江東区東雲二丁目11番15号
ブリヂストン建設タイヤ販売株式会社
代表取締役　仁保　滋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,370,239
	固定資産	97,305
	合計	1,467,544
負純資債及産のび部	流動負債	438,067
	固定負債	104,618
	株主資本	924,859
	資本金	100,000
	利益剰余金	824,859
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	799,859
	（うち当期純利益）	(117,439)
	合計	1,467,544

第 39 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
福島県郡山市安積一丁目76番
強梨砕石株式会社
代表取締役　佐藤　寿一

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,562
	固定資産	118,148
	合計	266,710
負純資債及産のび部	流動負債	41,800
	固定負債	33,955
	株主資本	190,955
	資本金	10,000
	利益剰余金	180,955
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	178,355
	（うち当期純利益）	(9,382)
	合計	266,710

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月三日
福島県郡山市安積一丁目七六番
強梨砕石株式会社
代表取締役　佐藤　寿一

第 36 期 決 算 公 告

令和７年４月３日

福島県郡山市安積一丁目76番

県南生コンクリート株式会社

代表取締役　佐藤　寿一

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	378,468
	固定資産	66,473
	合計	444,941
負債及び純資産の部	流動負債	117,782
	株主資本	327,159
	資本金	10,000
	利益剰余金	317,159
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	316,459
	（うち当期純利益）	(63,902)
	合計	444,941

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月三日

福島県郡山市安積一丁目七六番

県南生コンクリート株式会社

代表取締役　佐藤　寿一

第 43 期決算公告

令和７年３月14日

東京都中央区京橋三丁目１番１号

東京スクエアガーデン22階

ブリヂストンビジネスサービス株式会社

代表取締役　若林　　伸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	836,208
	固定資産	134,339
	合計	970,547
負債及び純資産の部	流動負債	514,402
	固定負債	149,633
	株主資本	306,512
	資本金	90,000
	利益剰余金	216,512
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	194,012
	（うち当期純利益）	(114,534)
	合計	970,547

第 2 期 決 算 公 告

令和７年４月３日

東京都千代田区内幸町二丁目１番６号

株式会社ＫＳＦＲ６

代表取締役　石本　忠次

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	459,192
	固定資産	15,270,013
	合計	15,729,206
負債及び純資産の部	流動負債	338,101
	固定負債	16,069,703
	株主資本	△678,598
	資本金	1,000
	利益剰余金	△679,598
	その他利益剰余金	△679,598
	（うち当期純損失）	(260,394)
	合計	15,729,206

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億一千六百万円減少し、金一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月三日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社ＫＳＦＲ６

代表取締役　石本　忠次

第 24 期 決 算 公 告

令和７年３月26日

東京都千代田区神田錦町二丁目２番１号

フロンティアカーボン株式会社

代表取締役社長　井口　貴裕

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	444,021
	固定資産	1,292
	資産合計	445,313
負債及び純資産の部	流動負債	2,896
	株主資本	442,417
	資本金	80,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	342,417
	その他利益剰余金	342,417
	（うち当期純利益）	(19,290)
	負債・純資産合計	445,313

第 5 期 決 算 公 告

令和７年４月３日

島根県江津市松川町上津井93番地

はなまるＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　柳原　大作

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,332
	固定資産	16,372
	繰延資産	246
	合計	22,952
負債及び純資産の部	流動負債	14,032
	固定負債	47,011
	株主資本	△38,091
	資本金	8,000
	利益剰余金	△46,091
	その他利益剰余金	△46,091
	（うち当期純損失）	(15,896)
	合計	22,952

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社はなまる咲かせ隊（住所島根県江津市松川町上津井八四番地）に対して当社の不動産事業、有料職業紹介事業、観光業、農業、漁業、飲食業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月三日

島根県江津市松川町上津井九三番地

はなまるＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　柳原　大作

第 4 期 決 算 公 告

令和７年４月３日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内８階・13階

Advanced　Clinical株式会社

代表取締役　西田　　誠

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,981
	固定資産	12,384
	合計	37,365
負債及び純資産の部	流動負債	96,896
	株主資本	△59,531
	資本金	1,000
	利益剰余金	△60,531
	その他利益剰余金	△60,531
	（うち当期純損失）	(31,392)
	合計	37,365

第 21 期 決 算 公 告

令和７年４月３日

東京都港区西新橋三丁目５番２号

六本木セントラルレジデンス特定目的会社

取締役　安田　智之

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	8,165,000	流動負債	5,361,573
その他の資産	256,103	負債合計	5,361,573
流動資産	234,300	社員資本	3,059,529
繰延資産	21,802	特定資本金	1,480,100
		優先資本金	1,419,000
		剰余金	160,429
		当期未処分利益	160,429
		純資産合計	3,059,529
資産合計	8,421,103	負債・純資産合計	8,421,103

損益計算書の要旨

（自　令和６年11月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	77,897
営業費用	10,675
営業利益	67,223
経常利益	67,223
税引前当期純利益	67,223
法人税、住民税及び事業税	236
当期純利益	66,987

第 46 期 決 算 公 告

令和７年４月３日

東京都千代田区神田錦町一丁目14番地11

八千代管財株式会社

代表取締役　戸田　　学

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,018
	固定資産	126,624
	合計	207,643
負債及び純資産の部	流動負債	36,813
	固定負債	62,033
	株主資本	108,797
	資本金	20,000
	利益剰余金	88,797
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	83,797
	（うち当期純利益）	(26,877)
	合計	207,643

第11期決算公告

令和７年４月３日
東京都千代田区丸の内１丁目８番３号
丸の内トラストタワー本館23階
フュージョン資産マネジメント株式会社
代表取締役　矢口　真一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,977,336
	固定資産	30,555
	合計	12,007,891
負債及び純資産の部	流動負債	9,795,787
	固定負債	4,447
	株主資本	2,207,657
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,107,657
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,082,657
	（うち当期純利益）	（637,150）
	合計	12,007,891

第43期決算公告

2025年３月28日　東京都渋谷区渋谷三丁目３番２号
シンテゴンテクノロジー株式会社
代表取締役　ベアント・バーカイ

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,747,897	流動負債	4,088,938
固定資産	402,781	賞与引当金	101,441
		製品保証引当金	42,052
		固定負債	36,336
		役員退職慰労引当金	23,813
		株主資本	3,025,404
		資本金	1,100,000
		資本剰余金	841,000
		その他資本剰余金	841,000
		利益剰余金	1,084,404
		利益準備金	10,120
		その他利益剰余金	1,074,284
資産合計	7,150,678	負債・純資産合計	7,150,678

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	10,908,509
売上原価	8,668,175
売上総利益	2,240,334
販売費及び一般管理費	1,812,663
営業利益	427,670
営業外損益	64,590
経常利益	363,079
税引前当期純利益	363,079
法人税、住民税及び事業税	112,075
当期純利益	251,004

決算公告

令和７年４月３日
東京都渋谷区神宮前四丁目８番２号
イソップ・ジャパン株式会社
代表取締役　リアド・ジラス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	7,844
	固定資産	5,094
	合計	12,937
負債及び純資産の部	流動負債	6,851
	（賞与引当金）	（209）
	（有給休暇引当金）	（60）
	（その他の引当金）	（190）
	固定負債	1,929
	株主資本	4,157
	資本金	10
	利益剰余金	4,147
	その他利益剰余金	4,147
	（うち当期純利益）	（300）
	合計	12,937

第14期決算公告

令和７年４月３日
東京都港区港南二丁目16番５号ＮＢＦ品川タワー
ペーパーロジック株式会社
代表取締役　横山　公一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	43,558	流動負債	278,013
固定資産	102,739	固定負債	483,414
		負債合計	761,427
		株主資本	△615,128
		資本金	1,022,275
		資本剰余金	911,975
		資本準備金	911,975
		利益剰余金	△2,549,379
		その他利益剰余金	△2,549,379
		純資産合計	△615,128
資産合計	146,298	負債・純資産合計	146,298

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	160,678
売上原価	84,762
売上総利益	75,915
販売費及び一般管理費	167,886
営業損失	91,970
営業外収益	9
営業外費用	8,543
経常損失	100,503
税引前当期純損失	100,503
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	101,453

第11期決算公告

令和７年４月３日
東京都渋谷区神宮前１丁目５番１号
一般社団法人社会システム支援機構
代表理事　山本　亨

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	758
	固定資産	8,172,362
	資産合計	8,173,121
負債及び純資産の部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	8,175,362
	利益剰余金	△2,312
	（うち当期純損失）	（157）
	純資産合計	8,173,051
	負債・純資産合計	8,173,121

第17期決算公告

令和７年４月３日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ加須特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和７年１月16日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	374	流動負債	278
投資その他の資産	374	負債合計	278
その他の資産の部	3,801	社員資本	3,897
流動資産	3,801	特定資本金	5
		優先資本金	10
		剰余金	3,882
		当期未処分利益	3,882
		純資産合計	3,897
資産合計	4,175	負債・純資産合計	4,175

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年１月16日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	8,278
営業費用	4,209
営業利益	4,069
営業外収益	0
営業外費用	2
経常利益	4,067
税引前当期純利益	4,067
法人税、住民税及び事業税	5
当期純利益	4,062
前期繰越損失	181
当期未処分利益	3,882

第56期決算公告

令和７年４月３日
北海道河東郡音更町字音更西２線17番地26
日農機株式会社
代表取締役　西原　規恭

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,590,345
	固定資産	604,318
	資産合計	4,194,663
負債及び純資産の部	流動負債	1,170,992
	（賞与引当金）	（8,670）
	固定負債	23,235
	（退職給付引当金）	（20,000）
	株主資本	3,000,434
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,970,434
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,962,934
	（うち当期純利益）	（308,671）
	負債・純資産合計	4,194,663

第18期決算公告

令和７年４月３日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
川越特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和７年１月16日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	1,837	流動負債	403
投資その他の資産	1,837	負債合計	403
その他の資産	7,851	社員資本	9,285
流動資産	7,851	特定資本金	5
		優先資本金	10
		剰余金	9,270
		当期未処分利益	9,270
		純資産合計	9,285
資産合計	9,688	負債・純資産合計	9,688

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年１月16日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	14,838
営業費用	5,567
営業利益	9,272
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	9,272
税引前当期純利益	9,272
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	9,270
前期繰越利益	0
当期未処分利益	9,270

第 18 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ千葉北特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和７年１月16日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	1,039	流動負債	317
投資その他の資産	1,039	**負債合計**	**317**
その他の資産の部	5,585	社員資本	6,306
流動資産	5,585	特定資本金	5
		優先資本金	10
		剰余金	6,291
		当期未処分利益	6,291
		純資産合計	**6,306**
資産合計	**6,624**	**負債・純資産合計**	**6,624**

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年１月16日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	11,026
営業費用	4,733
営業利益	6,293
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	6,293
税引前当期純利益	6,293
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	6,291
前期繰越利益	0
当期未処分利益	6,291

第 43 期決算公告

令和７年４月３日
北海道北広島市大曲工業団地２丁目４番地６
株式会社エネルギーサプライ
代表取締役　梅村　卓司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	191,888
	固定資産	483,688
	合計	**675,576**
負債及び純資産の部	流動負債	152,585
	固定負債	277,576
	株主資本	245,414
	資本金	80,000
	利益剰余金	165,414
	（その他利益剰余金）	（165,414）
	（うち当期純利益）	（5,773）
	合計	**675,576**

第 6 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＥＳＲ幸浦３特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,770	流動負債	108
		負債合計	**108**
		社員資本	11,663
		特定資本金	5
		優先資本金	5,890
		剰余金	5,768
		当期未処分利益	5,768
		純資産合計	**11,663**
資産合計	**11,770**	**負債・純資産合計**	**11,770**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	16,889
営業費用	10,393
営業利益	6,497
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	6,497
税引前当期純利益	6,497
法人税、住民税及び事業税	11
当期純利益	6,486
前期繰越損失	718
当期未処分利益	5,768

第 31 期決算公告

令和７年３月７日
札幌市中央区南１条西４丁目16番地
株式会社日本旅行北海道
代表取締役　清水　伸一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,111,444
	固定資産	116,521
	合計	**1,227,965**
負債及び純資産の部	流動負債	494,637
	固定負債	16,345
	退職給付引当金	15,645
	その他	700
	株主資本	716,982
	資本金	50,000
	利益剰余金	666,982
	利益準備金	12,303
	その他利益剰余金	654,678
	合計	**1,227,965**

（注）当期純利益　13,086千円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲、乙及び丙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月三日
東京都文京区湯島三丁目一四番九号
（甲）松吉医科器械株式会社
代表取締役　吉田　英樹
東京都文京区湯島三丁目一四番九号
（乙）株式会社松吉ビジネス・アソシエイツ
代表取締役　吉田　英樹
東京都文京区湯島三丁目一四番九号
（丙）株式会社ＣｏＣｏｍｅｄｉｘ
代表取締役　吉田　英樹

第 9 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都文京区湯島三丁目14番９号
株式会社松吉ビジネス・アソシエイツ
代表取締役　吉田　英樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	245,368
	固定資産	5,013
	合計	**250,382**
負債及び純資産の部	流動負債	68,022
	固定負債	112,509
	株主資本	69,851
	資本金	3,000
	利益剰余金	66,851
	その他利益剰余金	66,851
	（うち当期純利益）	（35,930）
	合計	**250,382**

第 9 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都文京区湯島三丁目14番９号
株式会社ＣｏＣｏｍｅｄｉｘ
代表取締役　吉田　英樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,080,080
	固定資産	220,036
	合計	**1,300,117**
負債及び純資産の部	流動負債	1,047,564
	固定負債	265,662
	株主資本	△13,109
	資本金	3,000
	利益剰余金	△16,109
	その他利益剰余金	△16,109
	（うち当期純損失）	（118,293）
	合計	**1,300,117**

第 91 期 決 算 公 告

令和７年４月３日
東京都文京区湯島三丁目14番９号
松吉医科器械株式会社
代表取締役　吉田　英樹

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,920,914	流動負債	4,546,241
固定資産	2,411,461	固定負債	3,790,309
繰延資産	82,710	株主資本	1,078,536
		資本金	10,000
		資本剰余金	99,078
		資本準備金	635
		その他資本剰余金	98,442
		利益剰余金	969,457
		利益準備金	2,250
		その他利益剰余金	967,207
		（うち当期純利益）	（66,573）
合計	**9,415,087**	**合計**	**9,415,087**

第13期決算公告　令和７年３月21日

札幌市中央区南１条西４丁目16番地

北海道オプショナルツアーズ株式会社

代表取締役　清水　伸一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,171
	固定資産	2,289
	合計	41,460
負債及び純資産の部	流動負債	5,156
	株主資本	36,304
	資本金	22,000
	利益剰余金	14,304
	その他利益剰余金	14,304
	合計	41,460

㈱　当期純利益　3,722千円

第21期決算公告

2025年４月３日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号

特定目的会社Ｂｒｙａｎ

取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	17,008	流動負債	191
流動資産	1,051	固定負債	11,785
固定資産	15,957	負債合計	11,977
有形固定資産	15,931	純資産の部	
投資その他の資産	26	社員資本	5,507
その他の資産	476	特定資本金	1,152
流動資産	476	優先資本金	4,438
		剰余金	△82
		当期未処理損失	82
		純資産合計	5,507
資産合計	17,485	負債・純資産合計	17,485

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,036
営業費用	1,120
営業損失	84
営業外収益	2
経常損失	81
税引前当期純損失	81
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	82

第13期決算公告　令和７年３月21日

札幌市中央区南１条西４丁目16番地

株式会社あぐりツーリズムネット

代表取締役　山崎　紀史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,762
	固定資産	9
	合計	19,772
負債及び純資産の部	流動負債	400
	株主資本	19,371
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,371
	その他利益剰余金	9,371
	合計	19,772

㈱　当期純利益　438千円

第58期決算公告

2025年４月３日

大分県大分市大字中ノ洲２番地

鶴崎共同動力株式会社

代表取締役社長　後藤　修一

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,635	流動負債	12,270
固定資産	8,493	（賞与引当金）	(16)
有形固定資産	8,307	固定負債	621
無形固定資産	2	（修繕引当金）	(203)
投資その他の資産	184	負債合計	12,890
		株主資本	3,238
		資本金	2,985
		利益剰余金	253
		（その他利益剰余金）	(253)
		純資産合計	3,238
資産合計	16,128	負債・純資産合計	16,128

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	34,364
売上原価	34,056
売上総利益	308
販売費及び一般管理費	73
営業利益	234
営業外収益	19
営業外費用	29
経常利益	225
特別利益	0
特別損失	261
税引前当期純損失	36
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等調整額	△24
当期純損失	21

第７期決算公告　令和７年４月３日

東京都北区滝野川七丁目38番13号
アーバン・ヒルズ谷端205号室

サンライン株式会社

代表取締役　廖　麗霞

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,757,779
	資産合計	1,757,779
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	負債合計	70,000
	株主資本	1,687,779
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△3,312,221
	その他利益剰余金	△3,312,221
	（うち当期純損失）	(226,640)
	純資産合計	1,687,779
	負債・純資産合計	1,757,779

第１期決算公告　令和７年４月３日

東京都北区中里一丁目21番２号
中里ビル１Ｆ

越株式会社

代表取締役　彭　越

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	5,466,362
	資産合計	5,466,362
負債及び純資産の部	流動負債	252,680
	負債合計	252,680
	株主資本	5,213,682
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	213,682
	その他利益剰余金	213,682
	（うち当期純利益）	(213,682)
	純資産合計	5,213,682
	負債・純資産合計	5,466,362

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月三日

東京都北区中里一丁目二一番二号中里ビル一Ｆ　（甲）越株式会社　代表取締役　彭　越

東京都北区滝野川七丁目三八番一三号アーバン・ヒルズ谷端二〇五号室　（乙）サンライン株式会社　代表取締役　廖　麗霞

第25期決算公告

令和７年４月３日

広島県福山市南蔵王町五丁目16番43号

株式会社ハーモニー

代表取締役　金只　昌士

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,926
	固定資産	787
	合計	14,714
負債及び純資産の部	流動負債	5,303
	固定負債	27,216
	株主資本	△ 17,804
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 27,804
	その他利益剰余金	△ 27,804
	（うち当期純利益）	(2,519)
	合計	14,714

第62期決算公告

令和７年４月３日

広島県府中市中須町1142番地１

株式会社シービーホーム

代表取締役　金只　昌士

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	105,921
	固定資産	161,011
	合計	266,932
負債及び純資産の部	流動負債	32,771
	固定負債	154,734
	株主資本	79,427
	資本金	10,000
	利益剰余金	71,864
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	70,864
	（うち当期純利益）	(4,481)
	自己株式	△ 2,437
	合計	266,932

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月三日

広島県府中市中須町一一四二番地一　（甲）株式会社シービーホーム　代表取締役　金只　昌士

広島県福山市南蔵王町五丁目一六番四三号　（乙）株式会社ハーモニー　代表取締役　金只　昌士

第６期決算公告

令和７年４月３日
名古屋市中村区名駅一丁目１番１号
ＪＰタワー名古屋21Ｆ
ＶＦＲ株式会社
代表取締役　蓬田　和平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	266,060,909
	固定資産	221,540,041
	資産合計	487,600,950
負純資産の及び部	流動負債	211,197,404
	固定負債	427,995,329
	株主資本	△151,591,783
	資本金	114,962,500
	資本剰余金	114,962,500
	資本準備金	114,962,500
	利益剰余金	△381,516,783
	その他利益剰余金	△381,516,783
	（うち当期純損失）	(372,405,275)
	負債・純資産合計	487,600,950

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三万五千円、資本準備金の額を一億三万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月三日
名古屋市中村区名駅一丁目一番一号Ｊ
Ｐタワー名古屋二一Ｆ
ＶＦＲ株式会社
代表取締役　蓬田　和平

第13期決算公告

令和７年２月26日
茨城県つくば市東光台五丁目５番地４
株式会社
オーダーメードメディカルリサーチ
代表取締役　村上　康文

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,418
	固定資産	11,170
	合計	125,588
負純資産の及び部	流動負債	40,431
	株主資本	85,156
	資本金	100,000
	資本剰余金	615,001
	資本準備金	357,000
	その他資本剰余金	258,001
	利益剰余金	△629,844
	その他利益剰余金	△629,844
	（うち当期純損失）	(610)
	合計	125,588

第 21 期 決 算 公 告

令和７年４月３日　　東京都港区六本木７－７－７
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　コルビー・ペンゾーン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		917	流動負債	51
固定資産		23,288	賞与引当金	9
繰延資産		—	固定負債	10,580
			退職給付引当金	51
			株主資本	13,187
			資本金	4,510
			利益剰余金	8,677
			利益準備金	1,127
			その他利益剰余金	7,550
			評価・換算差額等	385
			その他有価証券評価差額金	385
資産合計		24,206	負債・純資産合計	24,206

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,394
売上原価	—
売上総利益	5,394
販売費及び一般管理費	749
営業利益	4,645
営業外収益	268
営業外費用	298
経常利益	4,615
特別利益	7
特別損失	2,639
税引前当期純利益	1,983
法人税、住民税及び事業税	△87
当期純利益	2,071

第39期決算公告

令和７年３月18日
大阪市西区北堀江３丁目12番23号
三木産業ビル６階
ブリヂストンタイヤリサイクルセンター大阪株式会社
代表取締役　岩本　　慎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	242,187
	固定資産	694,359
	合計	936,547
負純資産の及び部	流動負債	202,299
	固定負債	17,749
	株主資本	716,498
	資本金	9,000
	利益剰余金	707,498
	利益準備金	11,649
	その他利益剰余金	695,848
	（うち当期純利益）	(27,017)
	合計	936,547

第 26 期 決 算 公 告

令和７年４月３日

東京都品川区大崎二丁目１番１号
ＡＢＢ株式会社
代表取締役社長　ロイック・ペコンドン–ラクロワ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,351	流動負債	21,720
固定資産	4,597	（賞与引当金）	(469)
有形固定資産	1,760	（役員賞与引当金）	(14)
無形固定資産	7	（工事損失引当金）	(2)
投資その他の資産	2,829	（製品保証引当金）	(2,572)
		（訴訟損失引当金）	(4)
		固定負債	223
		（役員退職慰労引当金）	(73)
		（製品保証引当金）	(69)
		負債合計	21,944
		株主資本	7,004
		資本金	1,000
		資本剰余金	276
		資本準備金	276
		利益剰余金	5,728
		その他利益剰余金	5,728
		純資産合計	7,004
資産合計	28,949	負債・純資産合計	28,949

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	51,144	特別利益	22
営業費用	44,151	特別損失	3
営業利益	6,993	税引前当期純利益	7,110
営業外収益	118	法人税、住民税及び事業税	3,034
営業外費用	21	法人税等調整額	△ 855
経常利益	7,090	当期純利益	4,930

令 和 ６ 年 度 決 算 公 告

令和７年４月３日　　仙台市泉区実沢字立田屋敷17番地の１

医療法人松田会
理事長　松田惠三郎

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,427	流動負債	3,307
固定資産	6,795	賞与引当金	67
有形固定資産	5,878	その他	3,240
無形固定資産	85	固定負債	4,101
投資その他の資産	831	退職給付引当金	537
		その他	3,563
		負債合計	7,408
		出資金	50
		積立金	3,657
		任意積立金	2,100
		繰越利益積立金	1,557
		評価・換算差額等	107
		その他有価証券評価差額金	107
		純資産合計	3,814
資産合計	11,223	負債・純資産合計	11,223

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	12,431	経常利益	202
（うち本来業務）	(10,635)	特別利益	4
（うち附帯業務）	(1,796)	特別損失	0
事業費用	12,264	税引前当期純利益	206
（うち本来業務）	(10,717)	法人税、住民税及び事業税	59
（うち附帯業務）	(1,546)	法人税等調整額	△10
事業利益	167	当期純利益	157
事業外収益	90		
事業外費用	55		